

平成27年度 関東女子倶楽部対抗静岡会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 8倶楽部 ・ 48名)

期日：6月11日(木)

場所：沼津ゴルフクラブ 愛鷹・伊豆コース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番 (愛鷹コース) よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	林 ツヤ子	富士箱根	平野 範子	浜松シーサイド	山口 加津子	裾野	實方 久美子	富士
2	8:09	松尾 律子	ギャツビー	上野 美恵子	裾野	入野 己弥代	富士宮	山本 美和	東名
3	8:18	松原 元美	富士	杉山 直美	富士箱根	青木 理恵	東名	水谷 博子	富士宮
4	8:27	細野 ハヅ季	沼津	阿部 木綿子	富士	金森 和子	富士宮	佐藤 さゆり	富士箱根
5	8:36	新村 由紀	東名	高柳 琴美	浜松シーサイド	高山 久美子	ギャツビー	森本 智恵美	沼津
6	8:45	岩永 百合子	裾野	真野 啓子	沼津	曾布川 芳子	浜松シーサイド	滝口 正子	ギャツビー

10番 (伊豆コース) よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
7	8:00	鎌田 清美	富士宮	尾崎 静江	沼津	倉田 友里	東名	須田 由美	ギャツビー
8	8:09	杉本 礼子	富士	渡辺 雅代	浜松シーサイド	中澤 寛子	沼津	武村 亜希子	富士箱根
9	8:18	三橋 京子	浜松シーサイド	鳥居 明子	ギャツビー	澤上 敬子	裾野	角田 留美	沼津
10	8:27	塚本 晶子	裾野	徳留 康子	東名	大高 尚美	浜松シーサイド	鶴田 裕美	ギャツビー
11	8:36	新井 昌子	富士箱根	豊島 絵里子	裾野	星 玲子	富士	久保 たま代	富士宮
12	8:45	松岡 恵美子	東名	鈴木 正子	富士	崎田 美香	富士宮	高橋 優子	富士箱根

競技委員長 橋本泰子

平成 27 年度 関東女子倶楽部対抗静岡会場予選競技

開 催 日 : 6 月 11 日(木)

開催コース: 沼津ゴルフクラブ 愛鷹・伊豆コース

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
(a) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
(b) クローズド(Closed)の標示のある予備グリーン(カラーを含む)はプレー禁止の修理地とする。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
(a) 排水溝
(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
(c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
(d) 黄杭(本競技には適用しない)
5. 電磁誘導カート用の道路
電磁誘導カート用の道路は、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。ただし、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。
6. 防球ネット
17 番の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	355	123	460	300	130	370	446	348	388	2920
Par	4	3	5	4	3	4	5	4	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
350	335	118	281	407	330	308	157	462	2748	5668
4	4	3	4	5	4	4	3	5	36	72

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(C)1a』を適用する(ゴルフ規則 174 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(C)1b』を適用する(ゴルフ規則 175 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断	:	}	カートの無線を通じて通報する。
険悪な気象状況による即時中断:	:		
プレーの再開	:		

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(C)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(C)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外にもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 6 コイン(90 球)を限度とする。

競技委員長 橋本泰子